

3月 定例会

ダイジェスト

平成26年度当初予算（一般 会計及び10の特別会計）を 可決

一般議案

●八峰町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定
鳥獣被害防止特別措置法に基づいて、八峰町鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員に年報酬を支払うため、条例改正しました。

●八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定
消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例改正しました。

●八峰町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例制定
社会教育法が改正されたため、条例改正しました。

●八峰町営診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定

●八峰町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定

●八峰町漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例制定

●八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定

●八峰町公共下水道管理条例の一部を改正する条例制定

●八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例制定
消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例改正しました。

●八峰町農業集落排水事業債償還基金条例を廃止する条例制定
当該基金を平成25年度で全額処分することとなったため、条例を廃止しました。

●定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例制定

秋田県市町村総合事務組合で制定している、秋田県市町村職員の退職手当に関する条例が改正され、早期退職募集制度を導入したことに伴い、早期退職希望者を募集する条例を制定しました。

●公の施設の指定管理者の指定
①八峰町生活改善センター等集会施設19か所の指定管理者を指定しました。

指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
②施設名：八峰町高齢者多目的集会施設

指定管理者となる団体の名称：社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会 会長 森田新一郎

指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
③施設名：八峰町産地直売施設「おらほの館」

指定管理者となる団体の名称：峰浜産地形成促進施設利用組合 組合長 福土正信
指定の期間：平成26年4月1

●平成25年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1782万2千円を追加補正
主な歳出：一般被保険者療養給付費、償還金、予備費を追加し、一般被保険者高額療養費、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金などを減額

●平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

2147万円を追加補正
主な歳出：高額介護サービス等費と予備費を追加し、任意事業費を減額

●平成25年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

96万8千円を追加補正
主な歳出：後期高齢者医療広域連合納付金と一般会計操出金を追加

●平成25年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

416万9千円を減額補正
主な歳出：一般管理費と八森

今3月定例会は3月6日（木）から20日（木）までの15日間開催され、条例改正や一般会計及び特別会計の補正予算、当初予算等の議案が上程されました。
そのほか、議員提出議案1件及び陳情を6件を審議しました。
一般質問では、10人が登壇し、町政をただしました。

日から平成31年3月31日まで
④施設名：八峰町野菜集出荷施設

指定管理者となる団体の名称：秋田やまもと農業協同組合代表理事組合長 米森萬壽美

指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
⑤施設名：八峰町八タハタ館

指定管理者となる団体の名称：八タハタの里観光事業株式会社 代表取締役 加藤和夫

指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
⑥施設名：八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山公園パークセンター

指定管理者となる団体の名称：八峰町観光協会 会長 笠原幸子

指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

●工事請負変更契約の締結
①観海浄水場整備工事の変更契約の締結

変更前：6億7515万円
変更後：6億7627万2450円
契約の相手方：大森・柴田・

ユアテック特定建設工事共同企業体 大森建設株式会社八森本店 本店长 大森弘

②観海地区取水施設築造工事の変更契約の締結
変更前：1億7442万円
変更後：1億7355万5880円

契約の相手方：伊藤栄・協立・石井特定建設工事共同企業体 伊藤栄建設株式会社 代表取締役 伊藤久

●八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入

●八峰町公共下水道事業特別会計への繰入

●八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入

●八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入

●八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入
一般会計からの繰入を承認しました。

●八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
秋田県人事委員会の勧告に準

じて条例改正しました。

平成26年度から一般職は期末手当と勤勉手当の合計で年間0.15か月、再任用職員は、期末手当と勤勉手当の合計で年間0.1か月、引き下げします。

●八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定

●八峰町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定

一般職の給与改定により条例改正しました。
平成26年度から期末手当を年間0.1か月引き下げします。

補正予算

●平成25年度八峰町一般会計補正予算（第10号）

4819万3千円を追加補正
主な歳出：財政調整基金積立金、ふるさと八峰応援基金積立金、岩館、八森両漁港関連の県負担金、防災無線の修繕費、診療所特別会計への操出金、そのほかの分は各事業の精算などによる減額